

議 事 概 要

会 議 の 名 称	令和2年度第1回弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会
開 催 年 月 日	令和2年8月21日（金）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時から午後3時20分まで
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会会長 今井 二三夫
出 席 者	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会副会長 小坂 清輝 時敏地区子育て支援員 工藤 綾子 弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会評議員 小林 敬子 弘前市文化財審議委員長 福井 敏隆 青森県立弘前工業高等学校教諭 岡田 俊治 弘前市観光部長 岩崎 隆 弘前市建設部長 天内 隆範
ア ド バ イ ザ ー	東北工業大学建築学部准教授 中村 琢巳
欠 席 者	弘前市仲町伝統的建造物群保存会評議員 葛西 満 弘前市財務部長 須郷 雅憲 弘前市都市整備部長 野呂 忠久 （代理出席：弘前市都市整備部都市計画課長 中田 和人）
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育部長 鳴海 誠 文化財課長 小山内 一仁 文化財課長補佐 鳴海 淳 文化財課主幹 小石川 透 文化財課総括主査 村上 真知子 文化財課主事 清野 優雅
会 議 資 料 の 名 称	資料1：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区令和元年度事業実績及び令和2年度事業計画について 資料2-1：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）の概要について 資料2-2：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）

	<p>資料 3 : 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画策定スケジュール</p> <p>参考資料 1 : 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画</p> <p>参考資料 2 : 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可基準 (内規)</p>
<p>会 議 内 容</p> <p>(発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)</p>	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議会会長あいさつ</p> <p>3. 会議 議長：今井会長</p> <p>議題①</p> <p>弘前市仲町伝統的建造物群保存地区令和元年度事業実績及び令和 2 年度事業計画について</p> <p>事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。</p> <p>天内委員 (建設部長)</p> <p>事務局の説明に補足する。令和 2 年度事業計画の仲町伝建地区道路舗装工事については、石畳風舗装で施工した道路の現状や地区住民からの意見を踏まえて、当該路線 (春日町から北門までの約 200m) では石畳風舗装ではない道路美装化を 9 月中旬以降に行うこととしている。</p> <p>議題②</p> <p>弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画 (案) について</p> <p>事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。</p> <p>中村アドバイザー</p> <p>資料 2-2 の 8 ページ、(9) 推進体制を図で説明しているが、それぞれの立場の方々がどのように動くべきなのか明確に分かるようにテキストで記載し、補足として図があるようにした方がよい。(4 ページの屋敷構えのように)</p> <p>また、修景・許可基準について、もう少しメリハリをつけた方がよいのではないかと。21 ページの工作物の修景基準にある、「歴史的風致に調和する材料・意匠・色彩」は許可基準であり、「伝統形式の～」というのが修景基準ではないかと。23 ページの</p>

別表7にある樹木・庭園も同様であり、歴史的風致に調和するのは許可基準であり、伝統様式である修景基準に該当するよう誘導していく運用ができれば良いのではないかと。

最後、スケジュールについて、仲町地区ではハウスメーカーによる施工事例が多いので、建築士会だけでなく、ハウスメーカーや不動産業者へ伝建地区での施工に関する内容や意義をしっかりと周知することで保存地区の景観保全につながると思うので、その周知も含めてスケジュールを検討してもらいたい。

工藤委員

先日、仲町地区で空家・空地を探していると不動産業者が来たが、このような場合、具体的にどのような対応があるのか。

→【天内委員】空家・空地を売却したい方が登録し、不動産業者が空家・空地を探している人に仲介する「空家・空地バンク」を市の建築指導課で所管しているので、担当課に問い合わせるかホームページで確認してもらいたい。ただ、このシステムはマッチングを仲介するプラットフォームであり、市ですべての空家・空地を把握しているわけではないのでご留意願いたい。

小林委員

間口の開口部は3m以内という現行の許可基準を緩和することは出来ないか。

→【事務局】車の出し入れに不便であるため開口部をより広く確保したいという要望があるのは承知している。今後、地区住民向けの説明会を複数回開催する予定としているので、その際に同様の意見・要望が多く寄せられるようであれば、今後の取り扱いについて検討したい。ただ、保存地区の街路景観と日常生活における利便性のバランスを考慮し、これまで開口部は3m以内という内規で運用してきたので、慎重に検討したい。

小坂委員

伝建地区ということで、易操作性の消火栓などの消防設備が設置されているが、その操作方法が不明であり、いざという時の対応が出来ないので、防災対策として対応を検討してもらいたい。

→【事務局】来月実施予定の消防設備の点検にあわせて、消防設備の操作訓練を実施する予定である。今回は、初回ということで公開武家住宅の指定管理者である保存会を対象に考えているが、今後は、それ以外の地区住民にも対象を広げていきたい

と考えている。また、来年度以降、防災計画の見直しを予定しているのですが、そちらの方でも、あわせて対応していきたい。

今井会長

保存会の会長として、初期消火への対応について要望する。夜間や休館日などの閉館時は施錠されており、敷地内に立ち入れない。また、旧岩田家住宅は、ガス圧式の消火栓に交換されて以来、操作訓練を受けておらず扱い方がわからないのが現状である。そこで、万が一の際には、地区住民がしっかりと初期消火の対応ができる体制や仕組みを構築することをお願いする。

岡田委員

21 ページ修景基準の工作物、表門の種類が「冠木門、棟門、薬医門」の順で記載されているが、記載順序の根拠はあるのか。格式の観点からは薬医門が一番高いということになるが。
→【福井委員】6 ページの③表門の項目で、保存地区では、まず冠木門があり、それが棟門、薬医門に建替えられていくと記載されているので、それを反映しての記載順序だと思われる。

岩崎委員（観光部長）

計画の中に、専門用語がよく出てくるので、用語解説のようなものがあればより分かりやすいのではないかと感じた。

また、活用に関して、人材育成など記載されているので、このような内容で計画がまとまれば関係部局として連携して取り組んでいきたい。

中田都市計画課長

建築に係る各種規制については、法令あるいは条例に基づく根拠があるとはいえ、建築業者や施工主の意向などから制度の運用に苦労していると推察されるが、粘り強く対応することで結果が出てくるものと思うので、これからも連携して取り組んでいきたい。

福井委員

阪神淡路大震災、東日本大震災以降、文化財の保存活用にあたっては、防災対策を盛り込むということが言われてきた。保存活用計画には、具体的な防災対策が盛り込まれていないので、他の伝建地区の現状などを調査するなどして防災対策に係る

る内容を盛り込んだ方がよいのではないか。

(質疑、意見等は以上)

3. 閉会